

令和4年度 第1回 広島市公共事業再評価審議会 会 議 要 旨

1 開催日時

令和4年12月23日（金）15：00～16：45

2 開催場所

広島市役所 本庁舎14階 第7会議室

3 出席者

(1) 委員

大井委員、高井委員、中山委員（会長）、長谷川委員、真木委員、丸川委員[※]、山根委員[※]
※オンライン参加

(2) 広島市

事業所管局：道路交通局 岡田整備担当部長、佐々木街路課長ほか

事務局：都市整備局 阿舍利都市計画担当部長、岡村都市計画課長ほか

4 議題

再評価結果及び対応方針案に関する審議

- ・街路事業 都市計画道路 霞庚午線（8・9工区）
- ・街路事業 都市計画道路 山の手線外1
- ・街路事業 都市計画道路 東雲大州線外1

5 傍聴人の人数

〈一般傍聴〉 0人

〈報道関係〉 0社

6 審議結果

上記3事業について、事業継続を妥当と認める。

街路事業 都市計画道路 霞庚午線（8・9工区）

【委員】

対応方針（案）について、理由と今後の対応方針のところに、便益が費用を上回ること、社会情勢、検討した内容、この事業を継続することの必要性、現在の進捗状況など、もう少し詳しく記載した方が良いと思う。

【事業所管局（街路課長）】

事業継続として、定量化されている費用便益で、効果が上がっているということを詳しく説明し、費用便益分析に基づく走行時間短縮便益、走行経費減少便益、交通事故減少便益を図る指標であるB/Cは1.3と、投資額に対して効果が上回っている。

また、現道の大型車の通行規制の解消や主要渋滞箇所の迂回ルートになるとともに、整備効果の高い路線であり、既に8割の用地取得を終えており、道路改良事業を行うなど着実に事業を推進しているため、引き続き事業を継続し、早期完成を目指すというような書きぶりかどうか。

【委員】

良いと思う。

【委員】

事業が再評価の対象となった理由や事業を進める上での懸念について、聞かせてほしい。

【事業所管局（街路課長）】

事業が再評価の対象となった一番大きな理由としては、用地交渉が難航していることである。移転に際して複数の交渉対象者と調整が必要である大型店舗や、高齢者なども入居するマンションやアパート等の交渉に日時を要しているのが、一番の要因として挙げられる。

また、都市計画決定から相当の年数が経過し事業に着手しているため、都市計画決定線の外側に堅固な建物を建築し、都市計画道路内は駐車場にされているなど、営業的な企業活動に影響があるというような場合もあり、交渉が難航しているものもある。

ただ、本路線の事業進捗率は、約9割と概ねの理解が得られつつあり、交渉の機会も増えてきているため、用地買収についても進めていくことは可能であると考えている。

【委員】

当該路線にも平和大通りのような自転車道の整備はあるのか。

【事業所管局（街路課長）】

当該路線は、現在の広島市の自転車道ルートには入っていないが、当該路線は断面的に車道とは別に、路肩に1.5メートルの路側帯があるため、自転車道の整備は今後可能であると考えている。

【委員】

この辺りは、学生や若者が多く通るエリアであるので、この整備のタイミングで快適に自転車が利用できるような環境を造るのもよいかと考えた。

【事業所管局（街路課長）】

自転車道の整備については、整備が完了する前に、自転車の担当部局へ話を持ちかけてみたいと

は考えている。

【会 長】

用地交渉に応じない方もいるのか。

【事業所管局（街路課長）】

事業が進捗し、道路の整備状況が見えてきたことから、これまで交渉に応じていただけなかった方も、応じていただけるようになってきている。

【会 長】

それは見通しか、それとも既に交渉が始まっているのか。

【事業所管局（街路課長）】

既に交渉が始まっているものもある。

【会 長】

全員と交渉ができるようになっているという理解でよいか。

【事業所管局（街路課長）】

そうである。

【会 長】

それでは、この事業について、対応方針の書きぶりについては、指摘のあったとおり修正していただくが、対応方針自体は事業継続ということによいか。

（「異議なし」の声あり）

街路事業 都市計画道路 山の手線外 1

【会 長】

コスト縮減について、新技術の採用とあるが、具体的にはどのような新技術か。

【事業所管局（街路課長）】

コンピューターで施行するICT技術の取り入れを考えている。掘削などの際に、ショベルカーをコンピューターで無人で操作することで、施工効率が上がり人件費の削減効果がある。

【会 長】

用地買収率が低いが、地権者の方々との交渉の進行度はどのくらいか。

【事業所管局（街路課長）】

対象物件は137件あり、そのうち山の手線が119件、花都川線の2工区が18件となっている。山の手線は狭い道が多いため、花都川線の2工区を優先して用地買収しており、山の手線の用地買収率が低くなっている。ただ花都川線については、約6割用地買収が進んでいる。

ある程度まとまった用地買収をして工事を行いたいと考えており、花都川線（2工区）を早く整備し、工事車両の進入路を確保すれば、山の手線の工事に速やかに着手できると考えており、花都川線の2工区を優先して買収している状況である。

【会 長】

花都川線の2工区で交渉に応じてくれないという方はいないのか。

【事業所管局（街路課長）】

交渉を最後にしてほしいといった方はいる。

【委 員】

当初の計画では事業期間は10年間であったが、30年近く経っても事業が完了していない。なぜここまで期間が伸びたのか。

【事業所管局（街路課長）】

山の手線については、安芸土地区画整理事業が未着工ということもあり、まずは花都川線から整備している。花都川線の1工区については、既に平成16年に整備が完成しているが、2工区については、それほど進んでいない。山の手線自体は海田町にもつながっており、花都川線（2工区）はこれをつなぐ重要な路線になっているため、重点的に買収を進めている。

また、船越地区では公図混乱や境界確認が難航しているところもあり、これらが事業を長引かせている原因でもある。

【会 長】

花都川線の2工区で未買収用地が18件あるが、このうち交渉が難しそうなところはあるのか。

【事業所管局（街路課長）】

具体的な話はできないが、相続関係であったり、高齢の方であれば移転ということ自体を悩まれることが多いようであり、交渉が難航しているというところはある。

【委員】

財政的なことは原因としてないのか。

【事業所管局（街路課長）】

財政的な原因が全くないということではないが、補助事業であるため国からの予算内示の状況により、執行可能額が決まってくるという事情がある。その中で買収が進みそうな路線に優先的に予算を割り当てていたため、こちらの路線に割り当てる予算額が少なかったということはある。一時期はそういうこともあったが、今はなるべくこちらの路線にも考えて割り当てている。

【委員】

府中町側の状況はどのようになっているか。

【事業所管局（街路課長）】

府中町は既に完成している。

【委員】

あとは接続するだけか。

【事業所管局（街路課長）】

府中町から安芸区に入ったところからが、安芸土地区画整理事業の範囲となっており、花都川線（2工区）から安芸土地区画整理事業の範囲が終わるところまでが、山の手線の区間となっている。このため、今進めている山の手線の整備が完成しても、安芸土地区画整理事業が終わらないと府中町との接続ができない。

【委員】

安芸土地区画整理事業の進捗状況次第か。

【事業所管局（街路課長）】

そのようになる。

【委員】

付近にお墓があるが、それは阻害要因とはなっていないのか。

【事業所管局（街路課長）】

なっていない。

【会長】

それでは、この事業について、対応方針の書きぶりについては、先の事業と同様の修正を行っていただくが、対応方針自体は事業継続ということによいか。

（「異議なし」の声あり）

街路事業 都市計画道路 東雲大州線外 1

【会 長】

未買収用地が15件あるが、特に買収が難航しているものはあるのか。

【事業所管局（街路課長）】

東雲大州線について全て買収は終わっており、未買収は駅前大州線の土地である。

【会 長】

駐車場の確保が難しいと聞いたが、市で探してくれる代替地などはないのか。

【事業所管局（街路課長）】

これまで市で、駐車場の代替地を探すということはしていなかったが、用地でそのような補償基準の見直しを行って、代替地の提供や補償についても今までより一步踏み込んだ補償ができるよう基準の取り扱いを改正したため、交渉が進むのではないかと考えている。

【委 員】

無電柱化による美しい町並みの形成で、良好な都市景観の形成及び防災対策とあるが、防災対策とは何か

【事業所管局（街路課長）】

防災対策とは、電柱が無くなることで電柱の倒壊による道路の封鎖などが防げると考えている。

【委 員】

無電柱化となると、ガスなどのインフラも一斉に埋める共同溝になるのか。

【事業所管局（街路課長）】

ここについては電線共同溝となり、ガスや水道などが入るようなものではなく、電線類を地中化するものである。この辺りのガスや水道などは供給管が無数にあるため、大規模な電線共同溝のように、同じ箱の中に入れることは難しい。

【委 員】

入るのは電気の線と電話線か。

【事業所管局（街路課長）】

通信ケーブルもある。

【会 長】

道路の日頃の点検やパトロールはどのようになっているのか。

【事業所管局（街路課長）】

道路のパトロールについては、市内を2地区に分けパトロール車が路面状況の確認や落下物の収集を行っている。また、各区の維持管理課において、簡易な舗装の補修工事や防護柵の修繕などを行っており、市側で確認したものと通報等があった際は、すぐに対応できるようにしている。

【会 長】

センサー付きの車を走らせ、乗り心地指数を検証し整備に優先順位をつけていくとか、パトロールのついでにデータ取りを行うなどといった方法もあると思う。

【事業所管局（街路課長）】

本市も舗装の点検のマニュアルを作成しており、5年に1回、主要な道路について、レーザー探査のような探査機を走らせ、空洞の調査などを行っている。

【事業所管局（整備担当部長）】

ドライブレコーダーの映像をA Iで解析し、路面の状況を把握する研究がされており、本市としても活用を検討したが、精度に課題があるため、導入には至っていない。

【会 長】

それでは、この事業についても、対応方針の書きぶりについては、先の事業と同様の修正を行っていただくが、対応方針自体は事業継続ということによいか。

（「異議なし」の声あり）